資料１-４

「生物多様性企業活動ガイドライン」（仮称）の検討について

1.　「生物多様性企業活動ガイドライン」（仮称）に関するこれまでの検討

環境省は昨年、「平成 19 年度　第 3 次生物多様性国家戦略実施に向けた民間参画等推進調査」を実施し、「生物多様性企業活動ガイドライン」等の策定のための論点整理を行った。具体的には、国内外の生物多様性企業活動ガイドライン等の事例調査と、文献調査及びヒアリング実施によるガイドラインに関するニーズ及び課題の把握を行い、「生物多様性企業活動ガイドライン」構成の提言を行った。

2.　「生物多様性企業活動ガイドライン」（仮称）について

目的：

「生物多様性企業活動ガイドライン」（仮称）は、**企業が生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を自主的に行う際の指針**となるものである。（「遺伝資源から得られる利益の公正かつ衡平な配分」については対象としない。）今般作成するガイドラインは、企業における生物多様性に関する認識や活動がまだ限定的である現状を踏まえて、生物多様性の保全と持続的利用に係る認識を高め、企業による積極的な取組を促進するとともに、企業と多様な主体との連携活動の発展にも資することを目的とする。なお、本ガイドラインは、法律の義務規定の詳細を定めるような規制的なものではない。

性格：

・生物多様性の重要性、企業と生物多様性に関する説明と、取組の指針、考え方等に関する情報を提供する。
・今般は、業種に共通する一般的なガイドラインとする。
・今後、企業の認識・取組の熟度の高まりや知見の集積等に応じて、ガイドラインそのものも段階的に発展（改訂）させていく。
・企業に、生物多様性への取組をポジティブに捉えてもらう上で寄与するもの。

対象：

・主に、初めて生物多様性に関する取組を行おうと考えている企業の実務担当者を対象とする。また、既に生物多様性に関する取組を行っている企業についても、取組の見直し等の参考となるガイドラインを目指す。
・大企業のみならず、中小企業も対象とする。
・企業以外に、企業と連携する様々な主体（地方自治体、NGO 等）や、その他様々な主体においても、企業の活動に関する理解を深めるために読まれることが望ましい。